

# 平成 26 年度 滋賀県防災会議 議事概要

開催日時	平成 27 年 3 月 26 日（木） 10 時～11 時 40 分
開催場所	大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁新館 7 階 大会議室
参加機関	別添資料のとおり
議 題	滋賀県地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編、原子力災害対策編）の修正について
報告事項	（1）滋賀県危機管理センターについて （2）滋賀県地震防災プログラム（第 2 次）について （3）平成 27 年度滋賀県総合防災訓練について （4）滋賀県原子力防災初動対応マニュアル等について
資 料	資料 1 滋賀県地域防災計画修正案の概要 資料 2 滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）案 資料 3 滋賀県地域防災計画（震災対策編）案 資料 4 滋賀県地域防災計画（事故災害対策編）案 資料 5 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）案 資料 6 報告事項資料
概 要	以下のとおり

## 1. 会長挨拶

### 三日月 大造 滋賀県知事

おはようございます。委員の皆さん方におかれましては、平成 26 年度末、それぞれに何かとお忙しいところ、当防災会議にご出席いただきましてありがとうございます。

世界各地、日本国内、今年度も災害で犠牲になられた方々が大勢いらっしゃいます。改めて哀悼の念を捧げると同時に、人命救助に、災害復旧に、全力で取り組んでいただいた方々に心から敬意を表したいと思います。また、平素、それぞれのお立場で防災ということにお取り組みいただいていること、心から感謝を申し上げます。

こういう頻発する、いつ起こるか分からない災害に備えるということで、さまざまな法制度が整備され、また、条例に基づく諸施策が展開されているわけですが、本日のこの会議では、滋賀県地域防災計画の修正案につきましてご審議いただくことになっております。2 点です。

1 点目は、後ほど詳細を事務局から説明をさせていただきますが、災害対策基本法の改正に伴う計画の修正でございます。例えば大雪などの際に、道路が寸断される、また、それぞれお持ちの私用の車が立ち往生するといったときに、この私物の撤去、

このことができるよう法改正されたことに伴います計画の改正でございます。

もう一点は、昨年夏の広島での土砂災害を受けまして、わが県も、国に対して法改正提案をさせていただきましたが、国会で土砂災害防止法が改正されました。それに伴いまして、危険区域の明示および避難体制の充実・強化に関する改正がおこなわれたことを受けての計画の見直しでございます。

もちろん災害がなきことを祈りつつも、いつ起こるか分かりません。今年は阪神淡路大震災から20年の節目でもございます。お互い意識を高め、知識を深め、そして組織を強化するという、意識、知識、組織の強化・向上、お互い取り組んでまいりますことを誓い合い、冒頭、会長としてのあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

## 2. 事務局報告

- ・出席者数が滋賀県防災会議条例の規定による定員数を満たしており、会議の成立を報告
- ・滋賀県防災会議条例の規定により、知事に議長を依頼

## 3. 議事

### 議長 三日月知事

それでは災害対策基本法および滋賀県防災会議条例の定めに従いまして会議の進行を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題は、先ほども申し上げましたが、滋賀県地域防災計画の修正についてでございます。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局

まず、風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編の修正につきましてご説明をさせていただきます。

本県の地域防災計画につきましては、国の災害対策基本法、それから、それに基づく防災基本計画の改正等でありまして、県で具体的に進めてまいりました取組を反映した修正を定期的におこなっているところでございます。

県地域防災計画の修正につきましては、災対法の規定により、当防災会議におきまして審議をするということが定まっております。

本会議で審議いただきます地域防災計画の修正につきましては、本日お集まりの関

係機関の皆さま方にも照会をいたしまして、いただいたご意見に基づき、風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編等での修正を、整理をいたしたものでございます。

資料の構成でございますけれども、まず資料1でございますが、2ページものでございますけれども、これにつきましては、三つの対策編の修正案と概要をまとめさせていただきます。

それから、資料2は風水害等対策編、資料3は震災対策編、資料4は事故災害対策編でございます。各資料の番号の右肩のところの枝番の1は、各編の修正要旨すべてを書かせていただいております。同じく枝番の2の分厚いものにつきましては、地域防災計画本文に修正箇所を明記して記載した資料となっております。

本日の説明は、時間の都合上、資料1に基づきまして、主な修正項目について説明をさせていただきます。なお、お配りしております資料のうち、枝番の2となっておりますものにつきましては、省資源および事務の省略化のために、2ページを1ページに集約したかたちで作成しております。字が小さくて見えにくい面もあろうかとは思いますが、ご了承ください。

また、ご承認いただきました後に、皆さま方に送付させていただきます修正後の地域防災計画につきましても、これまでの紙資料に代えてCDで送付させていただくこととさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、資料1の1ページをご覧ください。先ほど知事のほうからもごあいさつございましたように、1番でございますけれども、災害対策基本法の改正、基本計画の修正の反映ということで、昨年2月に関東甲信地方を襲った大雪の際、立ち往生車両等の発生により、除雪作業に支障を来しまして、長期にわたる孤立集落等が発生したということ踏まえ、昨年11月に災害対策基本法の一部が改正され、防災基本計画も合わせて見直しをされたところでございます。

具体的には、法の76条の6で、大規模地震や大雪等の災害時には、被災地に向かう道路上に大量の立ち往生車両等が発生いたしまして、消防や救助活動、緊急物資輸送などの緊急応急対策、除雪作業に支障が生じるおそれがあるため、緊急時の応急措置として、次の三つの対応が災対法に位置付けられたところでございます。

まず1点目は、道路管理者は、災害発生時に立ち往生車両等により、緊急車両の通行を妨害し、災害応急対策に著しい支障が生じる場合は、車両等の占有者に対して車両等の移動命令ができること。

2点目は、同じく道路管理者は、車両等の占有者等の移動命令に対して、命令に従わない場合や、車両故障により移動できない場合、さらに、命令の相手が現場にいらっやらないという場合については、自ら車両等を移動できること。

3点目は、道路管理者は、この一点目と二点目の措置をとるために、他人の土地を一時使用することができることとされたところでございます。

一番下の「その他」にありますとおり、災害応急措置を実施するため、県公安委員

会は、道路管理者に対して必要な措置をおこなうよう要請が可能である。あるいはまた、国交大臣は県または市町に対して、知事は市町に対して、同じく必要な指示が可能とされたところでございます。

これらの災害対策基本法の改正等を受けまして、県地域防災計画におきましては、車両の移動命令や車両の移動等について新たに記載するものでございまして、このことについては、お手元の資料 2-1 をご覧いただきたいのですが、「地域防災計画（風水害対策編）修正要旨」と書いてございますものでございますが、この 3 ページの中段にございます「第 6 節 交通輸送計画」に修正要旨を簡単に書いてございます。

もう一つ、資料 2-2、横長の分厚い資料でございますが、113 ページの下のから 114 ページにかけまして記載を追加させていただいているところでございます。こういったかたちで修正のほうは全部させていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

また、同様に、震災対策編あるいは事故災害対策編にも同様の修正をさせていただいておるところでございますが、その詳細説明は省略させていただきます。

次に資料 1 の 2 ページをご覧いただきたいと思ひます。「2 土砂災害防止法改正の反映」についてでございますが、これは、昨年 8 月の豪雨により広島市北部で発生いたしました土砂災害を踏まえ、土砂災害から住民の生命および身体を保護するため、昨年 10 月に次の措置、これから申し上げます措置が土砂法に位置付けられたところでございます。

まず 1 点目でございます。「土砂災害の危険性のある区域の明示」では、住民に土砂災害の危険を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進するため、県が実施しておりました基礎調査の結果につきまして、これまでは市町長への通知だけでございましたが、これに加え、公表を義務付けることを記載するものでございます。

このことにつきましては、先ほど見ていただきました資料 2-1 の 1 ページの中段、「第 2 節 土砂災害予防計画」の「第 4 総合土砂災害対策」の一つ目に修正要旨を書かせていただきまして、本文については 25 ページに具体的な修正内容を記載させていただいております。

次の 2 点目、「円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供」につきましては、避難勧告等の命令に資するため、土砂災害警戒情報については、新たに法律上に明記するとともに、県は、土砂災害警戒情報について、関係市町の長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じることを義務付けることを記載するものでございます。

これについては、現状といたしましては、既に土木防災情報システム（SISPAD）や、しらがメールを活用いたしまして、関係市町や県民に周知しているところございまして、今回法改正では、周知の根拠法が災対法から土砂災害警戒法に変わったことを

修正するための記載をするところでございます。

資料 2-1 の修正要旨をお開きいただきまして、2 ページの「第 2 節 情報計画」の「気象予警報伝達計画」に修正要旨を書かせていただきまして、資料につきましては 74 ページに具体的な記載内容を記載しているところでございます。

また次の 32 条関係では、土砂災害につきまして、市町が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、知事が必要な助言をおこなうことを義務付けることを記載するものがございます。これにつきましても 2-1 の 2 ページの同じく 4 節の二つ目のところに要旨を書かせていただきまして、ここに書いてございますように、本文は 87 ページに修正を加えているところでございます。

3 点目、「避難体制の充実・強化」でございますが、安全な避難場所の確保など避難体制の充実・強化を図るため、市町地域防災計画におきまして、避難場所および避難経路に関する事項や、避難訓練の実施に関する事項を定めることを記載するものがございます。

さらに、土砂災害警戒情報を防災上の配慮を要するものが利用する施設等に確実に伝達をするため、市町の地域防災計画におきまして土砂災害警戒区域における社会福祉施設であるとか、学校、医療施設などの名称、所在地に関する事項を定めることを記載するものがございます。

これにつきましても、資料 2-1 の風水害編の修正要旨の 1 ページ中段にございます「総合土砂災害対策」の二つ目の「点」でございますが、ここに書かせていただきまして、これも 25 ページに本文の修正を加えているところでございます。

次に、資料 1 の 3 ページをご覧くださいと思います。「『避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン』改定の反映」についてでございますが、この改定は、平成 17 年の土砂災害警戒情報の運用開始等を踏まえまして、それに加えまして、特別警報の運用等々、そういった事情を踏まえまして、昨年 9 月に内閣府により改定がおこなわれたところでございます。この改定を受けまして、市町が作成する洪水等避難計画でありますとか、土砂災害避難計画は、このガイドラインに基づき作成することを地域防災計画のほうで規定をするものがございます。

また、市町が避難勧告等おこなうに当たって、助言を求める場合の県の窓口を記載しようとするものがございますが、具体的には土砂災害については砂防課および各土木事務所、風水害につきましても流域政策局と各土木事務所とすることとしたところがございます。

この 2 点につきましても、資料 2-1 の風水害編の 2 ページをお開きいただきまして、中段の第 4 節の第 2 の「避難救出計画」の一つ目と三つ目に修正箇所を書かせていただきまして、本文につきましては 86 ページと 87 ページに具体的な修正内容を追記しているところでございます。

次に、「県の取組の反映」についてでございます。4 点に絞らせていただいて整理を

させていただきました。

1点目は指定地方公共機関の追加でございます。滋賀県建設業協会は、平成8年3月に災害時応援協定を締結しておりまして、災害時に県からの要請に応じまして、応急復旧活動にご協力をいただけることとなっております。また平成26年3月には、各土木事務所と協会の各支部との間で災害時応援協定が締結をされ、災対本部が立ち上がらない規模の災害に対しましても協力体制を構築したところでございます。こうしたことから、建設業協会を災対法の規定に基づき、昨年11月に指定地方公共機関へ指定したところでございまして、これに伴い、災害発生時に指定公共機関としての処理すべき業務を地域防災計画に記載するものでございます。

これにつきましては、同じく資料2-1の1ページの上段の「総則」のところの第2節の一番下、三つ目でございますが、そこに修正要旨を、それから本文の6ページに建設業協会の業務につきまして改めて項目を追記しているところでございます。

この内容につきましては、震災対策編にも同時に項目として記載をするということで修正を加えているところでございます。

今回、建設協会を指定公共機関に指定したことにより、協会と県災対本部が一層強力な連携を図ることで、より迅速・的確な応急復旧活動の実施が期待できるところでございます。また、全国的には、本県は建設協会を指定した14番目の県になりまして、近畿府県では初ということになります。

2点目でございます。被災者の心理的影響に対する支援、いわゆる「こころのケアチーム」の派遣についてでございます。被災者の心理的影響に対する支援として、災害医療体制に組み込まれております「こころのケアチーム」につきまして地域防災計画に記載するところでございます。

これにつきましては、同じく資料2-1の3ページをご覧いただきたいと思います。3ページの上のほうから二つ目の「第8 医療援護計画」の一つ目に、「こころのケアチーム」の件につきまして記載しておりますが、風水害対策編の本文につきましては98ページから101ページに記載しておりますし、説明を省略しますけれども、震災対策編にも、あるいは事故災害対策編にも同様の改正をおこなっているところでございます。

3点目は第4次地震防災緊急事業五箇年計画の見直しについてでございます。地震防災対策特別措置法に基づく本計画につきましては、平成8年度を初年度といたしまして、現在、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に基づき、県と市町等が事業実施しているところでございます。本来この事業費が変更になったことに伴いまして、地域防災計画に記載されている総括表につきまして修正をするということでございます。

これにつきましては、資料3-1をご覧いただきたいと思います。3-1の1ページの中段でございます「第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」の二つ

目のところに修正要旨を書かせていただきまして、資料 3-2 の震災対策編の本文は、46 ページの総括表を全面改正をさせていただいているところでございます。

最後に、災害時応援協定の追加でございます。資料 1 の 4 ページ、その裏面に記載しておりますように、平成 26 年 3 月 28 日から平成 27 年 3 月 17 日までに締結をいたしました七つの協定や覚書につきまして、新たに地域防災計画に追記をしようとするものでございます。内容は省略いたしますけれども、1 から 3 につきましては応急復旧に関する協定、4、5 は住宅および生活支援に関する協定、6 につきましては帰宅困難者に対する協定、7 につきましては、行政間の協定でございます。これは、災害発生時等における遺体の火葬に関しまして、広域応援かつ応援を得るということを、中部 9 県で覚書を結んでいるものでございます。

これらの災害時応援協定の追加につきましては、三つの対策編とともに管理するところでございます。例えば資料 2-1 の 3 ページの下のほうに、「相互協力計画」と書かせていただいております。七つございますが、こういうかたちで、本文につきましても、資料 2-2 につきましても、134 から 137 ページ、中心は 136 ページでございますが、協定を追記しているところでございます。

以上で、地域防災計画の風水害、震災、事故災害の各三つの対策編の修正についての説明とさせていただきます。

(説明員交代)

地域防災計画の原子力災害対策編の修正につきまして、お手元の資料 5-1 に基づき説明させていただきます。

まず今回の修正についてであります。1 の「修正の概要」に記載のとおり、大きく 2 点ございます。1 点目として、緊急被ばく医療体制に関し、被ばく医療機関、周辺の医療機関および搬送機関の機能および役割を整理・修正しようとするものです。2 点目として、関係機関の組織改変に伴い、組織名等の整理に加え、誤植の修正および適切な表現に修正をしようとするものです。

まず、大きな 1 点目の緊急被ばく医療体制に関する修正についてでございますけれども、資料 5-1 の 2 の「修正要旨」の「第 2 章 災害事前対策」のところですが、第 11 節、第 3 第 2 項、「緊急被ばく医療体制の整備」におきまして、被ばく医療機関に求める機能について、「被ばく者」、すなわち「(被ばく可能性がある者を含む)」としておりますものを、「汚染者・急性放射線症候群が疑われる者」、こういったふうに改めるなど、対象者と処置にかかる記述を整理・修正しようとするものです。

同じく、第 3 章の「緊急事態応急対策」の第 9 節第 2 項に、「緊急被ばく医療体制を構成する機関」において、緊急被ばく医療体制を構成する各機関の役割につき、先と同様に、対象者と処置にかかる記述を整理・修正するとともに、被ばく医療活動全体フロー図につきまして、UPZ 内外の活動を明らかにし、避難中継所を加えるなど、詳細な図に修正しようとするものです。

次に大きな2点目についてですが、主なものでは、各機関の組織改編等に伴うものとして、例えば昨年10月に自治体が取り組みます原子力防災対策に対する国の支援の強化が図られまして、防災にかかわる事務等が、環境省の外局である原子力規制委員会から、「内閣府特命担当大臣（原子力防災）」に移ったことに伴う所要の修正をしようとするものです。

以上のとおり、地域防災計画の原子力災害編の修正をおこなおうとするものです。どうぞよろしくお願いたします。

### **議長 三日月知事**

法改正等に基づきます計画の修正、風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編および原子力災害対策編、四つの対策編の計画の修正事項が出されました。何か委員の皆さま方のほうからご質問、ご意見、ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。あとこの間、それぞれやり取りをさせていただきながら、計画をつくっていただいておりますが。よろしいですか。

はい。それではご質問なきようでございますので、滋賀県地域防災計画の修正についてお諮りをいたします。

滋賀県地域防災計画の修正を、今、提案させていただきました事務局案のとおりとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

はい、ご異議ないものと認めます。したがいまして滋賀県地域防災計画の修正につきましては、事務局案のとおり承認させていただきます。案の字の抹消をよろしくお願いたします。ありがとうございました。

## **4. 報告事項**

### **議長 三日月知事**

一つ目の危機管理センターにつきまして、事務局から報告お願いたします。

### **事務局**

資料6をご覧ください。幾つか重なっておりますけれども、一番上のところをご覧いただきたいと思います。

まず滋賀県危機管理センターでございます。これにつきましては、現在、建設中でございます。場所は県庁本館と県公館の間、昔、警察本部がございましたところに今建設をしているところでございます。パンフレットにございますように、県庁の本

館と外観は非常にマッチングさせるようなかたちで建設を進めておるところです。このセンターにつきましては、これまで防災会議等におきましてもご説明をさせていただきましたが、平成24年3月に策定いたしました基本計画に基づきまして整備を進めております。

パンフレットをめくっていただきますと、裏側でございますけれども、タイムラインとしてはこのようなかたちのものを想定、建築を進めているところでございます。

完成につきましては、来年度6月末に完成予定ということを目指しております。工事、若干、当初予定より遅れ気味でございますけれども、平成27年度中には防災行政無線と防災情報システムの整備をあわせて完成させまして、必要な備品を整えたうえで、来年度中の供用開始を目指しております。

危機管理センターの施設概要につきましては、免震構造を採用いたしました鉄筋コンクリートの5階建てでございます。延べ床面積は5,460㎡の規模でございます、県庁本館と知事公館の間の部分、先ほど申しましたところに今整備を進めておるところです。

これにつきましては、地震あるいは風水害などの自然災害は元より、テロ、新型インフルエンザ、原子力事故等、危機事案が発生した場合の拠点となる大切な施設でございます。緊急初動対策班でありますとか防災関係機関にお集まりいただきまして、情報の収集・共有や対策の立案をおこなうオペレーションルーム、あるいは防災関係機関の業務の拠点となります災害対策室を設置いたします。危機事案発生時にも施設の機能が停止しないようにさまざまな工夫をしております。

また、センターの整備とあわせて、防災情報システム、それから防災行政無線更新もあわせておこなっております、防災情報機能の充実を図っております。

それから、建物はできるわけでございますが、一番大事なのは、これをどう使うかということございまして、研修・交流機能も充実をさせていただいております。危機管理センター設置に当たりましては、平成24年度のセンターの基本計画にあわせますかたちで進めておりますけれども、この交流・研修機能につきましては、その具体化に向けた方向性、これを検討するために、今年度、庁内関係課からなりますワーキンググループも設置いたしまして、基本計画の検討委員でございました有識者の方々に、改めてこのセンターの研修・交流検討委員会の委員にもご就任いただきまして各種のご意見を賜る予定でございます。

その一端をご紹介させていただきますと、このパンフレットの中ほどを開いていただきました右側に、交流機能という部分がございますけれども、このような部分で、研修機能あるいは展示機能というようなものもあわせて進めようというものでございます。

まず研修でございますけれども、さまざまな種類の危機事案の性質を知ったうえで、どのような対応策あるいは危機対応が必要かというようなものを知って、県、市町、

県民を含めますその他防災関係機関あるいは団体の皆さん、県全体で効果的な「自助」「共助」の連携をぜひ図って地域防災力の向上に努めたいと考えております。

被災経験者の方、あるいは地域における言い伝えなど、先人の知識を生かした生活防災の取組事例を発掘いたしましたり、地域におけます防災力の程度を知るきっかけとして、地域の特性に応じた取組につながるよう研修等に取り組んでまいります。

また、滋賀県のオリジナルな取組といたしまして、政策の過程を通じて人々のつながりを強める災害時を連想させる機会をつくろうということで、訓練の場にも活用いただき、さまざまな効果を期待しているところでございます。

県内外で注目されております「手作りかまどベンチ」の製作など、生きる力を育む研修、自然災害や原子力災害等、さまざまな危機事案を正しく知って正しく理解するリスクコミュニケーションの研修など、研修の実施要件としてまいりたいと思います。

防災危機管理局をはじめ、県内各所属が主催します研修はもとより、関係団体が実施をいたします危機対応に関するさまざまな研修の実施場所としてもセンターを活用してもらいたいと考えております。

また、研修の機会を通じまして、危機事案に関する情報を交換しあったりということによりまして、防災に関わります関係者どうしの、いわゆる顔の見える関係づくりに寄与することを期待いたしますとともに、これら関係者の交流の機会にもつなげられると考えておりますことから、防災に関するプラットフォームになるようなところを目指したいと考えております。

さらに展示に関してでございますけれども、日常生活と防災に結びつく生活防災の向上に役立つ方策の一つといたしまして、先ほどの「手作りかまどベンチ」などを展示いたしまして、県民の皆さまに知っていただくようなかたちで進めてまいりたいと考えております。

センターのこの説明とあわせまして、プラスもう一つ、上に「しが減災プロジェクト」と書いた白黒の一枚物の紙が入っておると思いますけれども、これにつきましては、今年の1月7日に、weather news さん、天気の民間の会社でございますけれども、そことこの協定を結びました。

今までの情報は、行政側から県民の皆さんあるいは住民の皆さんに情報を出すと、正確な情報を出していくと。今回この「しが減災プロジェクト」におきましては、行政側からの情報提供に加えまして、住民さんからの情報を提供いただけないかと。提供いただいたものを、さらにシステムのなかにしっかりと組み込めないかと。それを県民の皆さんどうし、あるいは行政も含めて利用できるような、そういうような県民参加型のプロジェクトが組めないかというところを、県はこういうような取組を県域全体として広めていくと。

このコンテンツそのものについては、weather news さんのかなりこなれたシステムを使わせてもらおうと。そして住民さんについては、それぞれ住んでいるところのみん

なの目の前で起こっているような状況を投稿していただくというようなかたちの、それぞれの、みんな参加できるようなかたちのものを考えておるところでございます。

簡単に言いますと、最近スマートフォン等よくご利用になると思うのですが、スマートフォンに weather news さんのアプリケーションをダウンロードいたしまして、目の前のところを写真に撮ってこのシステムのなかに投稿していただくと。それをみんなが見ることができることによって、非常に素早く、みんなが理解して使いやすいと。送ったときには、GPS 機能がついておりますので、その場所が自然に入っていくということになりますので、この白い紙の、「マップオプション」と書いてあるところを見ていただきますと、送っていただきますと、地図の上にこのようなかたちでポツポツができて、そこをクリックいたしますと写真が出るようになるという、そのようなものでございます。

ほかにもいろいろな機能があるのでございますけれども、基本的なものはこのようなかたちで進めておりますので、この防災会議の委員の皆さま方におかれましても、また傘下の団体のほうにも、このプロジェクトにぜひ参加していただいて、県民全体で地域防災力向上にご参加いただけたらと思ひまして、かわって説明をさせていただきます。以上です。

### **議長 三日月知事**

はい、危機管理センターの建設状況、また内容、これは来年度に供用開始予定ということで、今、順次工事がおこなわれているということでございます。免震も大丈夫ですね。免震、大丈夫ですね。（事務局：大丈夫です。）

また先般、契約締結いたしました weather news さんとの「しが減災プロジェクト」、これはみんなで、私たち県民も、それぞれ居ながらにして協力できること、供用できることを進めていこうということで開始したプロジェクトでございます。一部、報道等でご紹介いただきましたが、まだまだご存じいただけていないということですので、今日のこの会議にあわせて告知させていただきます。何か皆さま方のほうでご質問ございますでしょうか。（質問なし）

よろしゅうございますか。

それでは、続きましての報告は、滋賀県地震防災プログラムおよび、3番目の、平成27年度滋賀県総合防災訓練について事務局から報告をお願いいたします。

### **事務局**

地震防災プログラムにつきましては、先ほども説明いたしました地域防災計画の震災対策編に基づき実施をいたします施策のうち、特に重点的に取り組む事業のアクシ

ョンプログラムといたしまして、限られた財源のなかで、計画的かつ効率的、効果的に地震対策に取り組むために策定しておるものでございまして、平成15年度から平成24年度までの10カ年を計画期間とする第1次の計画で、さまざまな取組をしてきたところでございます。

そのあと、平成24年で切れたわけでございますけれども、その間、東日本大震災の発災であるとか、発生確率が30年で60から70%と言われております南海トラフ巨大地震の発生懸念がありまして、引き続き、計画的かつ効率的に地震対策に取り組む必要があることから、本県で実施をしまして平成26年3月に公表いたしました地震被害想定をもとに、各事業担当部局から提示されました地震対策の事業を整理・体系化をいたしまして、平成29年までの地震防災プログラムの策定をしたところでございます。

次に、概要の2ページをご覧いただきたいと思います。「改訂にあたっての主な修正点」といたしまして書いてございますけれども、耐震化の対象となる県有施設の施設区分および施設数の見直しをおこなったことであるとか、新たな施策の追加、あるいは施策の完了に伴う削除ということで、ざっと3点ほどの修正をおこないました。具体的な内容は省略させていただきます。

次に3ページのほうをご覧いただきたいと思います。地震防災プログラムの体系でございしますが、左側に縦に並んでおります三つの基本施策と、真ん中にございます13の個別施策により、具体的には右側の32の実行の設定を図ることとしております。

まず三つの基本政策につきましては、耐震化対策等、ハード事業等整備に関する事項となる「耐震化等の必要な基盤整備」という一番上のところと、ソフト対策であります「地震に備え対応する体制づくり」、あるいは「防災機能の整備・充実」に大別され、それぞれ内容に合わせた個別施策を実施するために32の実行項目ということでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。4ページは、先ほど説明した実行の項目内で修正の区分を列挙しておるところでございますが、説明につきまして省略をさせていただきます。

それではA4の横長の本文のほうをご覧いただきたいと思います。開いていただきまして左側に1ページには、当プログラムの策定に当たりましてのコメントとしまして、「はじめに」ということで掲載をさせていただいております。

ここでは、滋賀県には多くの活断層が存在し、いつ、どこでも地震が発生する可能性がある。特に琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震、これは発生確率としましては、北部で30年以内に1から3%ということで、近畿圏内でも比較的確率の高い地震と言われております。それと南海トラフ地震、これは先ほど言いました30年間で60から70%でございますが、こういった発生が危惧されていること。

それから、地震を過度に脅えたり、逆に甘く見すぎたりするのではなくて、地震と向き合う姿勢として大切なのは、正しく恐れること。地震のことや自分のことを十分

知ったうえでどのように対処すればよいのかを考え、対策を立てること。つまり、備えあれば憂いなしであるということ。大規模な地震による被害を軽減するためには県、市町、防災関係機関、県民、事業所が、それぞれの役割に応じて主体的に地震防災対策に取り組む必要があることなどを明記させていただいているところでございます。

ちょっと飛ばしまして9ページをご覧いただきたいと思います。もうひとつ細かくて見にくいところかとは思いますが、ここでは、先ほど少し触れました、県のほうで平成25年度に実施をいたしました地震被害想定の結果の概要を一覧にしてあるところでございます。

ここで注目していただきたいのは、それぞれの地震での被害の状況が、応援、事前対応が異なることでございます。被害の状況から見ても最も大きい地震は琵琶湖西岸断層帯のケース2でございます。この場合は、大津南部、高島地域を中心として甚大な被害が発生し、全国への応援要請、受援体制が重要な地震となるという点でございます。

一方、南海トラフ地震でございますが、下から二つ目が基本ケースで、一番下が陸岸ケースということでございますが、基本ケースでは、県全域の被害が発生するというところでございますが、ただ比較的被害が小さくて、甚大な被害がおよぶ近畿府県、近隣府県の応援を検討すべき地震であるということ。一番下の陸岸ケース、これは最大の南海トラフ地震が発生した場合の被害想定でございますが、県域で大きな被害が発生するけれども、他地域でも発生しているので、他地域からの応援が望めにくい、自己の防災力に対応しなければならないと、そういう地震であるということで、三つを見ましても、それぞれ、地震の対応のパターンが変わってくるというようなことがここで表しているところでございます。

次に、11ページから12ページをご覧いただきたいと思います。ここでは県民、防災関係機関、市町、県の役割分担について掲載しております。また12ページの中段には、そのうち県の役割としまして、県が直接おこなう対策、他の実施主体がおこなう対策を県が支援するもの、他の実施主体がおこなう対策に県が助言をおこなうものというようなかたちで整理をさせていただいております。

次にめくっていただきまして15ページをご覧いただきたいと思います。ここからが具体的な施策について記載をさせていただいています。ここでは、県自らが事業主体、実施主体として役割を担っており、これまでも議論がされ、県として充実・強化をしてまいりました実行1の「県有施設の耐震化の推進」につきまして説明をさせていただきたいと思います。

16ページから17ページをご覧いただきたいと思います。ここでは医療関係施設、社会福祉施設、学校関係施設、利用の多い県民供用施設および防災拠点施設、いわゆる主要な県の関係庁舎であるとか警察の関係庁舎でございますが、これを、防災上特に重要な県有施設として位置付けまして優先的に耐震を進めているところでございま

すが、計画期間の終了時点では、98.9%の耐震化を終える見込みとなっております。いわゆる平成 29 年度にはそれができるといふことですが、逆に言いますと、1.1%が残るといふことで、その棟数は 11 といふこととなります。

11 の内訳につきましては、社会福祉施設が 1 棟、学校関係機関が 2 棟、県民供用施設が 4 棟、防災拠点施設が 4 棟でありますけれども、その理由といたしましては、今後、施設の利用のあり方を含めた検討を耐震化につまましておこなう必要があるものなどがございましてこういった数字が出ておるものでございます。

耐震化対策は、計画期間を超える予定のものを除きまして、施設利用のあり方も含めた検討を選考する必要がある施設につきましては、可能な限り早期の検討を促しまして、耐震化対策の実現を図れるよう、この 11 棟につままして積極的に取り組む必要があると私どもとしては考えているところでございます。

一方、上記以外の防災上重要な県有施設でございますが、それにつきましては平成 29 年度までの計画期間内に終了する耐震化率としましては 56.2%という比較的低い状況にあります。今後の施設利用の状況等を勘案しながら、順次、耐震診断から計画的に実施する必要がございまして、優先的に耐震化を図るとしてきました防災上特に重要な県有施設の耐震化施策の進捗がほぼ見えてきました現状になりまして、今後の耐震化対策を推進するうえで重要なものになると考えているところでございます。

次に 19 ページをご覧くださいと思います。県営住宅の耐震化でございます。これは表を見ていただいたら分かりますように、平成 26 年度、2 棟を解体というかたちになりました。そのことによりまして、県民住宅の耐震化は 100%完了する見込みでございます。

以下 20 ページ以降でございますけれども、時間の関係で説明を省略しますけれども、基本施策の 1 の耐震化等の必要な基盤整備といたしまして、20 ページから 28 ページまでにつきましては、民間の病院、社会福祉施設、公立保育所、私立学校等の耐震化の促進について掲載をしております。

また 29 ページ以降につきましては、個別施策 2 の「ライフライン施設等の地震防災対策」を、それから 34 ページからは、個別施策 3 の「避難地等の整備による地域の安全化」、38 ページからは、個別施策 4 の「水害および土砂災害等防止対策」等々、掲載をさせていただいております。内容については時間の関係で省略させていただきますが、最後の 72 ページ以降に、これもちょっと小さくて申し訳ないのですが、総括表をつけさせていただいております。

この本文につきましては、県のホームページにも掲載をさせていただいておりますので、少し見にくいといふことですが、そちらのほうからアクセスをしていただければいいかなと思います。非常に見にくい部分があつて申し訳ございませんけれども、以上で、地震防災プログラムの説明を終わらせていただきます。

引き続きましてもう一点、平成 27 年度の滋賀県総合防災訓練の実施概要につままし

てご説明をさせていただきます。これにつきましては、一枚物の資料で、「実施概要(案)」と書いてあります表裏のものでございます。

本県では、平成 16 年度から、各地域を周りながら、県、市町、あるいは関係機関、県民の皆さま、企業の皆さま等と連携をしながら総合防災訓練を実施しておるところでございます。平成 27 年度につきましてはの予定でございますが、9 月 6 日の午前中でございますけれども、湖北地域で今回は実施することとしております。

訓練想定といたしましては、北部で一番地震の被害が高いというふうに被害想定で出ております。柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を震源とする地震が発生をしたということを訓練の想定としております。

訓練内容につきましては、5 のところに書いていますとおりでございます。

裏面をお願いいたしたいと思っております。6 番に書いてございます主会場は、米原駅東口の周辺の県有地と米原の市有地につきまして、そこを今回の主要会場にさせていただこうと思っております。その他、長浜、米原のほかの施設も使わせていただきますが、主会場および閉会式につきましては、米原駅東口の県有地、市有地ということでございます。

訓練規模につきましては、参加規模は 1 万 5,000 名程度、参加機関は 150 機関程度を予定しております。

以下、参考にということで、過去平成 16 年から平成 27 年までの訓練実施地域につきまして掲載をさせていただいております。

なお、平成 28 年度以降の場所につきましては、市町と来年度中に決定をするということで話を進めていこうと考えてございます。

以上で、地震防災プログラムおよび平成 27 年度の総合防災訓練の概要の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

### **議長 三日月知事**

先ほど改定ご承認いただきました滋賀県地域防災計画の震災対策編に基づいて実施いたします施策のうち、重点的に取り組むものをアクションプログラム実行計画として示したものが地震防災プログラムということでございまして、先ほど来ご説明がありましたように、耐震化等々の取組計画があります。それを累次にわたり修正等々、見直し等々してきております、その一環であります今回の修正でございます。また、今年度大津で実施させていただきました総合防災訓練、来年度は米原で、9 月 6 日に開催させていただくということでございます。何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。(質問なし)

それでは続きまして 4 番目の最後の報告事項でございますが、滋賀県原子力防災初動対応マニュアル等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

## 事務局

滋賀県原子力防災初動対応マニュアルについて、まず、「取組の経過および作成目的」でございますが、平成 25 年度末、ちょうど 1 年前になりますけれども、地域防災計画原子力対策編の修正、緊急時モニタリング計画および原子力災害にかかる広域避難計画の策定をおこないまして、原子力災害発生時における応急対策の活動体系を整理いたしました。

本年度は、その内容をさらに具体化、明確化し、要員数や各要員の役割、具体的活動、すなわち、誰が、何を、どのような手段で、いつおこなうのかを整理した①から③のマニュアルなり実施要領として 3 種類のものを作成しているところです。以下、三つのものそれぞれについて概要を説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。まず「原子力防災初動対応マニュアル」についてです。本マニュアルは、「位置づけ」に記載のとおり、滋賀県職員が防災計画に基づく初動対応を迅速かつ的確に講じることができるよう具体的活動内容等を整理しているものです。

このマニュアルの構成としましては、大きく 3 章仕立てで、I の総則で、対象範囲や作成の考え方等を示し、II の対応編で、組織および動員計画、さらに担当別と活動項目別で見た実施遂行マニュアル、さらに各種様式等を網羅しております。最後の章が参考資料編と、このようになってございます。

3 ページをご覧ください。「組織および動員計画」についてです。①から④の四つのフェーズ、緊急事態区分に応じ、まず①情報収集事態、この事態は、いわゆるフェーズ 1 であり、例えば原発が立地します市町において震度 5 弱あるいは 5 強の地震が発生したときの、そういう事態でございますけれども、警戒配備として 9 名で対応すると。

それが、②の警戒事態、これはフェーズ 2 です。例えば原発が立地する県で、滋賀県からすると福井県になりますけれども、震度 6 弱の地震が発生するとき。このような事態では警戒本部を立ち上げ、181 名で対応すると。

それから③、施設敷地緊急事態、これはフェーズ 3 です。例えば原発プラントの二次系の冷却不可の事態、こういったときには災害対策本部を立ち上げまして、職員約 580 名で対応すると。なお、原則 3 交代による延べ人数で見ますと、県職員の約半分の 1,500 名体制になってくると、このような状況です。

さらに事態が悪化した④、全面緊急事態。例えば一次系、これは炉心ですけれども、そういったところの冷却ができないと、そういった事態に至った場合には、UPZ、これは緊急防護措置計画範囲と申しますけれども、UPZ30 km 圏内に対し屋内退避指示が出されると、こういった事態になってくるわけですけれども、そのときには、災害対策本部の規模を拡大し、約 1,080 名での対応と、このようなかたちで考えております。

この①から④の緊急事態区分における活動体制については、その次のページ、4ページになります。こちらのほうの参考図をご参照ください。

続きまして、本マニュアルのボディと申しますか中心文となります「実務遂行マニュアル」についてご説明いたします。5ページのほう進んでください。実務遂行マニュアルでは、先ほども触れましたように、担当別と活動項目別の、二つの異なる観点から整理をしております。

まずこの担当別についてです。下に担当の例を5行にわたって示しておりますが、各要員が所属する担当の職務を把握できるよう、担当別にまずは整理するとともに、緊急事態区分ごとに五つの活動項目、すなわち原子力防災特有の④モニタリングなど、①から⑤の五つに活動項目を分類し、優先順位を考慮しながら、時系列にその内容を明示しております。

6ページをご覧ください。これは担当別の実務遂行マニュアルの整理イメージです。縦軸に四つの緊急事態区分を取り、横軸に五つの活動項目を並べまして、活動内容を一覧で整理しております。災害発生時の活動は、さまざまな事項を同時並行的に、また、複数の事項が連関するなかで対応をとっていく必要があると、このように整理することで、実施事項の関係性と優先順位を考慮しながら活動を進められるように配慮いたしております。

また、活動のイメージをできるだけつかみやすいよう、チャート図などもあわせて記載しているところで、資料7ページ、上のチャートでは、基本となる指揮命令の流れ、あるいはその下のチャートでは、報道機関向け資料提供の流れ、こういったものを示しているところです。

また8ページに移ってください。さらにこの8ページにありますように、情報収集・伝達の流れを示した図なども本マニュアルの随所に記載して、流れというものを一目で把握できるように工夫しているところです。

9ページに移ってください。もう一つの観点の活動項目別についてです。先ほどの担当別で整理しました活動内容について、各要員が情報の収集・連絡・調整等の相手方や使用する様式および資機材等を、順を追って把握できるように活動項目ごとに整理しております。そこに記載の例では、マニュアル本体の中から広報活動の一部を抜粋してきたものを示しております。

この様式の一番左に、番号というもの、1と振っておりますけれども、実際はこの1の下に、2、3、4、5と、ずっと続いていくわけですがけれども、この番号を、実は一つ一つチェックしていくことで、活動内容の漏れを防ごうと、このようにしているもので、その意味で、このシートを「確認シート」と、このように名付けております。

また、各様式集として、できる限り具体的なかたちで、いわば様式集というものを整理しております。

さらに別冊、参考資料編といたして、原子力防災にかかる基礎知識に関する資料、さらには、関係用語集も整理いたしまして、平常時から、いわば職員にとっての学習用資料として活用できるようにしております。

次に、緊急時モニタリング実施要領についてご説明申し上げます。10ページのほう、ご覧になってください。本実施要領では、本県職員が、緊急時モニタリング計画に基づく環境放射線モニタリングを迅速かつ効果的に実施できるよう、具体的な実施内容および方法等を整理しているものです。このモニタリング実施要領の構成は、先ほどのマニュアルと同じく3章仕立てとしておりまして、同様に、つかみやすく整えているところです。

資料の11ページをご覧ください。特徴的なことのみ申し上げます。組織および要員についてですけれども、フェーズ2、警戒事態以降、緊急時モニタリング本部を立ち上げまして活動を進めてまいります。この時点では、県庁の防災危機管理局と、長浜および高島の両土木事務所におきまして、活動全体をコントロールする企画調整班、それと、空間中の放射線量を測定する大気班、この2班を構成し、16名体制で動いてまいります。

フェーズ3、施設敷地緊急事態に至りますと、国においては緊急時モニタリングセンターが設置されます。私どもの防災危機管理局から交代要員を含めて2名派遣いたします。さらに全面緊急事態に至りますと、全9班の班員のすべてを招集し、65名体制で活動するというふうに整理をしております。

次に緊急時モニタリングの測定項目等についてです。固定観測局と、本年度導入しました可搬型モニタリングポスト、さらにはモニタリング車、こういったものによります空間線量率の測定、さらには2の積算線量、3の大気中放射性ヨウ素濃度、4、環境試料中の放射線物質濃度の四つについて整理をしております。

資料の12ページをご覧ください。これが緊急時モニタリング実施の流れです。本実施要領におきましても、先ほどの初動対応マニュアルと同じようなかたちで担当別の実務遂行マニュアル、また、必要な様式等をあらかじめ整理するとともに、活動のイメージをできるだけつかみやすいよう、連絡、報告の流れ図等をあわせて記載しているものです。

13ページの例ですけれども、この13ページの例は、このモニタリング実施要領のなかから、県の緊急時モニタリング本部におけます連絡の流れの図を抜粋してきているものです。このようなかたちで連絡の流れというものを実施要領のなかではちりばめているというようなかたちをとってございます。

最後の三つ目です。「原子力災害に係る滋賀県広域避難実施要領」についてです。14ページをご覧ください。これまでのマニュアル、先ほどの実施要領と同じく、滋賀県職員が広域避難計画に基づく広域避難用務を迅速かつ効率的に実施できるよう、その用務の具体的な実施内容および方法を整理しております。したがいまして、避難元か

ら避難先へのマッチング作業など、いわゆる広域避難計画の細部を詰めていくものではないということについてあらかじめお断りさせていただきます。

この実施要領の構成ですけれども、これも3章仕立てで、先ほどの初動対応マニュアル等と同様のものとなっております。

この実施要領の内容のポイントは、15ページをご覧になっていただきたいのですが、15ページにありますように、活動内容を①から⑤の五つに分類したうえで、これも上から下へ事態の進展に沿って対応すべき事項を整理してございます。

この原子力災害にかかる避難等に際し、特有な取組となります安定ヨウ素剤の服用など①防護措置の指示、あるいは⑤避難中継所の設置、こういった避難中継所を設置し、スクリーニングをおこなうなど、ほかの災害時には例を見ない取組もありまして、現時点で整理可能な範囲でまとめているものです。

また、具体的な活動内容をスキーム図と確認シートで構成しておりまして、確認シートにより時系列で情報の収集・連絡・調整等の相手方の詳細や、使用する様式、これを順を追って把握するとともに、実施すべき対応業務に漏れがないよう確認できるように工夫してございます。概略は以上でございます。

なお、作成に当たりまして、学識者で構成いたします滋賀県原子力防災専門会議、あるいは県議会の特別委員会において案の段階でご意見をうかがったところです。マニュアルとしては、分かりやすくできているとの一定の評価をいただいたうえで、今後に向けてとの視点で、訓練を通じ、検証し、絶えず不断に見直し、更新する仕組みというものを構築すべきだと、頑張ってもらいたいという意見をいただいたところです。

なお、こう3冊になってございますけれども、マニュアルおよび実施要領の本体は、県のホームページに掲載しておりますので、またご参照いただければ幸いです。

本日の資料の一番最後のところに二つ置かせていただいております。「原子力防災のしおり」というものと、「原子力防災のための環境放射線モニタリング」というパンフレットです。

パンフレットにつきまして、住民の皆さんに、原子力災害に対しまして、正しく知って、正しく伝えて、正しく備えると、そういったことのためにこの「原子力防災のしおり」という、いわゆる導入編ですけれども、そういう初級版となるパンフレットを作成していろいろと情報提供に努めているところです。

また、さらに第2部といたしまして、こちらに「環境放射線モニタリング」、こちら、少し中身は中級者向けになってございますけれども、こういったようなかたちで、なにせ原子力災害は五感に感じるができないというものですので、こういったモニタリングというものを通じ、それを数字使うということで、極めて大事なものであるということで、こういったことを本県で取り組んでいるのかということ整理しているものです。

非常に恐縮ですが、この「環境放射線モニタリング」を開いていただきますと、左

端のほうに、原子力防災用モニタリングポストというのがあるかと思います。それから、一番左端の上のところに可搬型のモニタリングポストとあるかと思います。こちら、可搬型モニタリングポスト、12台ございますけれども、今年度導入させていただきまして、先ごろ、先週ですけれども、これを納品させていただきました。

また、これらを使うものとして、右側のほうに、ちょうど上段のほうでピンク色にくくっております「環境放射線モニタリング体制」、その黄色の枠内で「モニタリング情報共有システム」と書いてございます。これはラミセスと申しておりますけれども、これについて整理がようやく図ってきたところで、今現在、試験運転をさせてもらっているところで、新年度早々、本格運用させていただくというようなかたちで、関係資機材の整備にも努めているところです。

少し時間が長くなりましたけれども、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

### **議長 三日月知事**

多岐にわたることを細部まで、ご説明をいただきましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。(質問なし)

よろしゅうございますか。やはり想定・準備しなければ、万が一のときに対応できません。想定・準備していても、万が一、対応すべきときにできないこともあるということを想定しながら、こういう事態にもそれぞれ対応すべく、今、順次準備をさせていただき、また、マニュアル等整備をさせていただいているところでございます。それぞれのお立場においてご確認をいただきますとともに、こういったマニュアル等々、もちろん対応すべき事態が起こらないことを祈りつつ、そのために対応しつつ、万が一の際に対応するためにはどのように処すべきなのかということをお互いの立場で確認、検証してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

全体を通じまして何かご意見・ご質問、ございますでしょうか。

### **委員 滋賀県総合政策部 IT統括監**

本日お時間を少しちょうだいいたしまして、情報通信技術、いわゆる ICT を使った防災機能の強化について3点ご説明させていただきます。

まず一つ目でございますが、皆さま、お手元に、この「しらがメール」というチラシをお配りさせていただきました。こちらを少しご覧になっていただきたいと思っております。

まず、このしらがメールでございます。このしらがメールは、防災情報などの緊急情報を、平成21年度から、携帯電話のメールや地デジのデータ放送などによりま

して、県民の皆さんに迅速に提供させていただいておりますシステムでございます。事前に登録いただければ、このチラシの裏にも書かせていただきましたが、例えば大雨などの気象情報や土砂災害警戒情報、また避難情報、防災にかかる情報のほかにも、食品衛生情報など、こちらもお知らせということでメールで配信をしております。今までもメール受信の方々におうかがいもいたしまして、要望が多かった地震情報や深度速報も現在配信しているところでございます。

ぜひ県民の皆さんに、自らが命や財産を守っていただくためにも、その予防行動を促すこの防災緊急情報を提供いたしますこの「しらしが」に、皆さまの報道機関でありますとか、傘下の団体の皆さまに広くご加入を勧めていただきまして、多くの方にこの「しらしが」に登録をしていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、2点目でございますが、本年度から導入いたしましたシステムで、ウェブ会議というものがございます。資料はございません。すみません。インターネットにつながったパソコンを通じまして遠隔地間で会議がおこなえるウェブ会議システム、これを導入いたしました。この1月には、国民保護共同図上訓練で、知事と彦根市長との間でも、このウェブ会議システムを使ってやり取りをしていただきましたが、最大10個の拠点、10個の拠点の間で、映像や音声、それから資料も共有できる、そういうシステムを入れ込みました。災害発生時には、遠隔地の間で、お互いの様子を、より正確に、インターネットを通じて伝え合うことができる、このようなものでございます。インターネットさえつながっていれば利用できますので、災害発生時の情報伝達の手段として有効活用していきたいと、かように考えている次第でございます。

最後、3点目でございます。来年度から新しく導入いたしますリモート接続についてご説明いたします。この耳慣れない「リモート接続」という言葉であります。あつてはなりません、あつてはなりません、もし万が一、大規模災害が発生した折には、登庁ができなくなる職員もでございます。登庁できなくなった職員が自宅の私物のパソコンを使いまして、これをインターネット回線を利用して、自宅から遠隔操作、リモートで遠隔操作によって職場と家とを結び、県庁内のシステムが利用できる、このようなシステムをリモート接続と言いますが、これを4月から導入していきたいと思っております。

もちろんセキュリティなど安全性も確保したうえで県庁内のシステムが利用できますので、業務が継続してできるということを考えているシステムで、これを4月から本格的に整備していきたいと考えているところでございます。防災対策にも情報通信技術が大変有効でございます。今後も防災機能の強化につながるICTの活用に取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上です。ありがとうございました。

## **議長 三日月知事**

はい、ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

## **委員 滋賀県子ども・青少年局長**

1点、皆さんにはお願いというか、情報提供も含めてお話しさせていただきたいと思っております。

それぞれ、機関、団体の皆さまで災害に備える場合、また初動対応もはじめまして災害発生時の対応をお考えされるに当たりまして、ぜひ子どもの目の高さということにもお考えいただき、また子どもが自分自身で命を守ることができるような配慮もいただきたいと思っております。

実は、昨日でございますが、私ども、子ども県議会を開催いたしました。小学校4年生から中学生50名によりまして、滋賀県について、みんなで一生懸命考えてくれて、幾つか県議会の議場で提案をしてくれました。そのなかの一つに、大人と一緒に防災マップをつくりたいというのがありました。東日本大震災のときに、子どもたちは、津波が来るのを事前に知っていて、神社までみんなが一生懸命に走ったということを知って、触れて、自分たちで本当に自分の命を守るということを、私たちは、自分たちが意識として持っているのだろうか、どういう行動をとったらいいということは分かっているのだろうかというような、中学校1年生の子どもさんでしたけれども、そんなところからのご提案ということでございました。

いろいろ、既にお取り組みもいただいているかと思っておりますけれども、ぜひ、子どもの目の高さで考えてみることを、そして子ども自身が子どもの命を守ることができるよう、そういったことにもご配慮いただいで、それぞれおつくりいただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

## **議長 三日月知事**

はい、ありがとうございました。いずれも大事な視点からのご指摘、ご報告。その他、ございますか。なかなか一同にこれだけの方々と会する機会はないので、何かありましたらお願いします。

## **委員 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部長**

今日の報告のなかで、本当に安心安全を高める具体的な場面がイメージできる計画をご紹介いただきました。それを運用していく現場での力を高めるという意味で、ち

ようど1年前に発足しました滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議というのがございます。これは県社協が事務局を持っておりませんが、災害時に要配慮者となる当事者の団体、それから、その支援をされている方の団体、ここは医療、保健、福祉、さまざまな方たちが入っていらっしゃる。それから、県の関係機関も入って、一見すると、その利害の関係があるような立場の方が集まっているというふうに見えてしまいますけれども、ちょうど3月の17日に今年度の総会をしました。

ワークショップをしたのですけれども、「0次からの備え」、平時からの備えですね、それから、災害が起きたときに、それぞれどういう、日ごろからことができるか、何ができるかということを出し合いました。本当にそこは、それぞれが自分たちのこととして主体的に、お互いに要望するわけでもなく、大変和気あいあいとですし、悩みながらも、「ああ、これはいい発見があったな」と言いながらワークショップができたように思います。

そういった、本当にすてきな場が滋賀の中に、小さいのですけれども、できているということ、また皆さん知っていただいて、私たちも危機管理センターが誕生しましたら、その場所を使わせていただいて定例会というのをオープンで開催していきたいと思っておりますので、防災会議の関係の方々も、ぜひ、またご参加いただけたらありがたいなと思っております。以上です。

### **議長 三日月知事**

ありがとうございます。これまた重要なご指摘、ご紹介ありがとうございます。

私もこのあと県の獣医師会の方々と協定を結ばさせていただきます。もちろん私たち人間もさることながら、災害時の動物も、この避難や管理のあり方についても、獣医師会の先生方と協力していこうという締結を、この午後、させていただきます。いろんなことが想定されますので、さまざまなことを想定しながら準備をするということが必要かと思えます。

その他、よろしゅうございますか。(質問等なし)

はい、それではありがとうございます。

以上ですべての議事、議題を終えることができました。おかげさまで円滑な進行にご協力いただきました。

本日は、ありがとうございます。